

## 死刑と世論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菊田, 幸一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/5564">http://hdl.handle.net/10291/5564</a>

## 死刑と世論

菊田幸一☆

### Capital Punishment and Public Opinion

Koichi Kikuta

死刑存置の最大のよりどころは国民の大多数が、いぜんとして死刑存置を希望しており、こんにちただちに死刑を廃止することはこの国民感情を無視するものであるとする主張である。法制審議会における改正刑法の論議のなかでも死刑存続をきめた有力な根拠はこの点にあった。

そこで世論は死刑を存続させるに果して強力な根拠となりうるのかについて考えてみなければならぬ。その第一は、死刑が果して国民の絶対的な支持を得ているかどうかということである。そしてたとえ世論が数字のうえで絶対的に死刑の存続を希望したとしても、その世論というものが、どのような背景のもとで結果しているかを精密に分析してみる必要があり、統計上の結果だけからただちに国民の絶対的支持といったような単純な結論を導き出すことは危険であるということを考えておかねばならず、世論の科学的分析ということが必要である。

第二に、世論は死刑の問題に関しどの程度まで立法にインパクトを与えうる性格のものであるかということである。

#### 世論の実態

第一点から検討しておこう。たしかに、これまでのいくつかの世論調査においては、いずれも死刑の存続が多数を占めている（表1参照）。

同じような結果はアメリカやイギリスでの世論調査でもでている（たとえばアメリカの1973年の全国的なハリス調査では死刑に賛成は59%、反対は31%）。ところが死刑に関する世論については、それが国民の本当の態度を評価しうるものであるかどうかについて検討してみる必要がある。

たとえば標本抽出や面接の技法のあり方が世論の結果にどのような影響を与えよとか、質問の内容についての検討が必要である。その一例として総理府で用いられたサンプル人員は満20歳以上の回答者に限られているが、アメリカやカナダの調査では一貫して若者たちが死刑に反対している。それは高い確率で顕著な死刑廃止論を示すこれら10代のヤング・アダルト（14～18歳）の者たちの意見を無視している。

---

☆本学法学部教授

また通常行なわれている世論調査はそれが表面的なものであるということのほか、信頼できないという問題がある。たとえばアンケートの回答を拒んだ者やどちらともはっきりしない者や、なんら意見をもっていない回答者の分析の仕方とか、調査方法としては、面接者の態度、接触の仕方、声の調子というものが結果にどのような影響を与えるかということである。これらの要素が被面接者の回答に変化をもたらしたということを示す証拠もでている。

刑事司法の執行に関する調査委員会(Prevost 委員会の名で知られている)の要

調査年		存置	廃止
1953	日本弁護士連合会	61.3	36.0
1956	毎日新聞	59.3	23.8
1956	内閣総理大臣官房審議室	65.0	18.0
1966	神奈川大学死刑問題研究会	54.1	33.0
1967	総理府広報室	70.5	16.0
1969	明治大学菊田ゼミ	68.0	32.0
1970	国学院大学法律学研究会	57.6	32.2
1972	サンケイ新聞	53.5	30.2
1975	内閣広報室	56.9	20.7
1976	立教大学法学研究会	42.0	31.0
1977	サンケイ新聞	61.0	14.0
1980	総理府	62.3	14.3
1981	東京弁護士会人権擁護委員会	60.4	39.6
1982	朝日新聞	76.0	19.0
1983	NHK放送世論調査所	70.2	13.4

請で、ケバック市で行なわれた調査では、死刑の存置に賛成か、あるいは反対かと質問したとき、回答者の52.5%が存置を表明し、46.5%が死刑に反対であると答えたが、同じ調査で殺人についても適切な言葉で質問したとき、多くの回答者は死刑(44.0%)より拘禁刑を選んだ(54.7%、このうち45.8%が無期刑、8.9%が定期刑)ので、多数が逆になったという報告がある。

アメリカで行なわれたハリス調査でも、「あなたは死刑を支持しますか、それとも反対しますか」との質問に死刑支持者は59%であったが、一連の質問で、回答者に犯罪のリストを与え、有罪とされた者は、みな死刑に処せられるべきか、あるいは「なにびとも死刑に処せられるべきでないか」または「事件の状況と犯罪者の性格によるべきである」かを質問してみると、死刑支持者は41%に減少した。

また回答者に、死刑についての一般的な態度をたずねた後、陪審員となって死刑を答申しなければならないような状況になったらどうかという質問をした場合、一般的な質問の際には回答者の35%が死刑に反対であり、45%が賛成であったが、後の質問、すなわち陪審員になった場合は、という質問に対しては死刑を支持した多くの者は態度不明に変わった。すなわち、29%はおそらく死刑に票を投じないであろうと答え、63%は態度不明と答え、8%だけがおそらく死刑に投票するであろうと答えている。

この事実は、抽象的な質問と特定の事情を加えての質問とでは回答に大きな違いの生ずることを証拠だてるものであり、死刑について質問する際の態度いかににより回答率が大きく異なってくることを示すものである。

このことは、一般に死刑について国民がどの程度の判断のための情報をもっているかにより、その回答が大きく異なることを推察させる。これが第二の、国民は死刑の問題についてどれほど知っているかの問題である。

フォイベ・C・エルズワース (Phoebe C. Ellsworth & Lee Ross) の論文「世論と死刑」(Public Opinion and Capital Punishment, Crime and Delinquency Vol. 29, No. 1, January 1983, 明大犯罪学研究室訳, 法律論叢 56 巻 6 号, 59 巻 3 号) は一般が死刑についてはいかに無知であり, 考えてもいないこと, などを質問を通じて明らかにしている。このことは 1972 年の ファーマン対ジョージア (Furman V. Georgia) 事件において連邦最高裁が死刑の合憲性について修正第 8 条および 14 条に反するとした違憲判断のなかでマーシャル判事 (Justice Marshall) が指摘したことと一致している (Furman V. Georgia 1408 U. S. 238, 1972 at 362)。

エルズワースらの調査 (1974年, カリフォルニア) では, たとえば「死刑は, 大多数のヨーロッパ諸国で廃止されている」ということについて, 「わからない」と答えたのは死刑支持者の 43.9%, 反対者の 39.6% いる (正しい答えをした者は死刑支持者の 35.7%, 反対者の 44%)。また「数年間, 死刑を存置している所は, 死刑を廃止した所よりも低い殺人率を示した」(この質問には間違いと答えるのが正しい) との間に「間違い」と回答したのは支持者が 24%, 反対者が 67% であった。このように死刑に関する事実問題についての情報については, 死刑支持者および反対者のいずれも適格な情報を持ち合わせておらず, 自己の信念で判断している。その信念というのは伝統あるいは死刑の抑止効果仮説の無批判的な受容にもとづくものとおもわれる。

かくして, 一般には伝統的な常識ともいうものを受け入れているだけだといえる。またその背景にある確信あるいは信念というものは純粹に合理的な根拠に基づいたものであることはまれであるということである。そしてその不確かな確信というものは自覚しない感情や社会的に一般化された観念によって決定されているとみられる。

それでも, 多くの世論が過半数にわたって死刑を支持しているという事実は, これを無視できないという主張が生ずるのであろう。これが世論は死刑にどの程度のインパクトを与えうるかという第二の課題である。

いうまでもなく民主主義の根本原理の一つは国民の意志をどこまで政治に反映しうるかにかかっている。しかし死刑制度の存否にかかわる問題に関して世論がいかなる役割を果たすべきかについては別の角度から検討されなければならない。かつてイギリスでは, 刑罰の状態に無知であり, どんな種類の改良にもほとんど反対した世論に過大に依存しすぎた結果, 大きな誤りを犯したことがある。そこでイギリスでは単に世論に依存するのではなく, 合理的な共通の目的のために道徳的感情を形成すべく積極的に援助すべきであると考え, 「人命に対する社会の考えを増進するように行動すべきである」という立場から, 人命の尊重という確信をうちたてるべく努力を重ねてきた。

1969年2月, イギリスが死刑を廃止するに際し, ときの労働内閣のキャラハン内相は, 「議会はときに, 世論に先行して行動し, それを指導しなければならないときがある」とし, 過半数を占めていた死刑存置者の世論にそむいて死刑廃止を断行した。同じく, フランス, カナダをはじめ多くの死刑廃止国においても, 政府は世論調査に従うよりは, 国民を指導する道を選んだ。すなわち, 死刑に関する表面的なそして明白な強い支持にもかかわらず, 政府と議会は, むしろ世論を指導する責任を放

棄してはならないと考え死刑廃止にふみ切ったのである。

政治家はときとして、いわゆる「世論」を背景に自らの政治方向を根拠づける。それはそれで十分に評価されねばならないが、自らの政治姿勢を世論の支えとすり代えることによって正当性を根拠づけることも政治家の手段の一つである。しかも、その世論というものは必ずしも国民の世論ではなく自らの個人的信念であることも少なくない。また国民が支持しているとかりに認められても、その国民というのは自らの都合のよい国民だけであり、いわゆる国民一般を前提にしていない危険性がある。

1820年に、ロバート・ピールは「世論とは、馬鹿げたこと、根底のない薄弱なこと、偏見、まちがった感じ、頑固なこと、新聞記事などの膨大な集積」と述べたといわれるが、こんにち、われわれは死刑に関する基本的な事柄についても知らされていない。死刑自体の残忍さについても国民一般には知らせないこととなっている。しかも裁判官は慎重に裁判するものであり、間違えることはあり得ないという確信が押しつけられている。死刑という特殊な分野においてその威嚇力といったようなものについては法律家でないものに理解してもらうこと自体が困難なことである。そのうえに世論形成の資料も提供することなく世論に死刑存廃の重要性を判断させようということ自体すでに大きな誤りである。

### あるべき世論

死刑の問題は、いうまでもなく、その背景に「人命の尊厳」という生命に対する理念をいかように考えるかの哲学的課題がある。したがって軽々に世論の支持いかんを理由に死刑の存否が決定されてはならない。むしろ、世論をあるべき方向に指導する努力が重ねられなければならないし、人命に対する社会の考えを増進するよう行動することが政治家としての役割でもある。

わが国においては、ことはむしろ逆である。前述のように刑法改正作業のなかで「世論が死刑を支持している」とする存置理由が最大の役割を果たしている。ところが、その世論がなんであるかについてはこれまで検討されたことはない。それどころか死刑の実際についてはほとんどその状況を国民に知らせない。密行主義の名のもとに死刑が行なわれている。国民は死刑について考え、判断する材料を与えられていない。知らせられているのは、加害者の惨虐な犯罪手段であり、被害者のいかりと悲しみである。死刑存置論者は死刑廃止をひきのばすために、世論や世論調査の結果、まだその時期ではないといい、「世論にさからうことはできない」という。顕著な犯罪が犯されたあとでは、世論を動かし、激昂させ、報復への嗜好をかきたてて、いわば被害者との連帯をけしかけて、調査を思うように操ることは可能である。

そのような状況下において死刑に反対する世論が自然発生的に醸成されることはありえない。政府もしくは立法者はかような被害感情を支えとして死刑存続を国民一般の名のもとに方向づけている。

世論の名を借りての欺瞞行為であり、まさに死刑はかような虚構のうえに成立っている。

死刑という一般大衆からはかけ離れた問題に関する判断を仰ぐのは、少なくともこの問題に多少な

りともなんらかのかかわりがあるか、あるいは考える機会のある者の意見、すなわち死刑に関する意識階層の意見が重視されなければならない。

その第一は、昭和44年に筆者が検察官、裁判官、刑務官、法学部学生を対象とした死刑に関する意識調査を試みたことがある（詳細は法律時報 42 巻 6 号43ページ以下）。その時の有効回収数は 128 名であり、統計的にも有効性に問題があった。しかし、裁判官については25名に1人の割合でアンケートを求めてめおり一応の成果を収めたものであった。

死刑廃止に対する意見では総理府の調査では71%（昭和42年）が死刑存置賛成であったが、われわれの調査では68%でほぼ同じ数字であった。しかし、刑法学者の48%は廃止に賛成であり、存置賛成は45%であり、専門家と一般人との差が明らかであった。とくに「わからない」という回答が専門家集団では少なくなることがこのような結果を生む要因であった。とくに専門家相互間に死刑存置、廃止の見解に大きな差のあること、実務家（裁判官および刑務官）は死刑存置論者でも罪名によっては廃止してもよい罪をあげることが多いことなど、一般世論と比較して多くの特色を見出したことであった。

その第二は、1985年5月10日～31日にかけて国会議員に死刑に関する意識およびその根拠を確認するアンケートを試みたことである（詳細は法学セミナー 1985年12月号）。対象者は753名で回収総数142名（回収率18.9%）。その調査結果の概要を紹介するとつぎのとおりである。

「死刑に賛成であり、存置がよい」（以下『存置』とする）が全体の64.8%を占め、「反対であり、廃止すべきである」とする者が37.3%で、これは戦後に行なわれた死刑存廃に関する世論調査とほぼ同じ傾向を示している。ただ、今回の調査では、日本共産党が法務部会長名で「死刑に関するアンケートへの回答」として「わが党は、1946年に発表した憲法草案で『死刑はこれを廃止する』と明記しており、将来国民的合意を得て廃止すべきであると考えている」との回答があり、同党所属議員40名の回答は死刑廃止であるとする「存置」が49.2%、「廃止」が50.8%となる。

このように世論の傾向は大体において変化していない。しかし今回の調査で明らかとなったことは「存置」では現状維持が大半を占めているのに対して、「廃止」では、無条件廃止と廃止に向けて試行的制度を導入するとする意見と二分されているところにある。

「存置」の理由としては、国民感情の重視、被害者感情の重視、犯罪抑止効果があげられ「死刑廃止」という国民の声もあまりきかれず、犯人に道義的責任を問うできである」とするのが、その代表的意見である。

「廃止」の理由としては第一に人道的理由があげられ、ついで一般予防的効果がなく、誤判の可能性も否定できないとするものが代表的である。

その他この調査で得られた結果をあげておく。

性別	存置	廃止
男	97.8	96.2
女	2.2	3.8

年齢	存置	廃止
30～39歳	2.2	1.9
40～49歳	15.6	15.4
50～59歳	32.2	46.2
60～69歳	32.2	30.8
70～79歳	14.4	5.8
無記入	3.3	0.0
所属政党	存置	廃止
自民党	67.8	9.6
社会党	13.3	42.3
公明党	7.8	36.5
民社党	6.7	0.0
新自ク	1.1	0.0
その他	2.2	11.5
無記入	1.1	0.0

西ヨーロッパにおいて死刑が廃止されたときの一般世論はどうであったろうか。

イギリスでは1969年に死刑の廃止が論議されたとき、ほとんどの新聞の論調は世論と下院議員の総意とがかけはなれているとし、世論は死刑廃止が下院を通過する直前の調査で、死刑廃止反対85%、死刑廃止賛成13%を示した。その後、1983年にいたるまで死刑廃止後の14年間に7回の死刑復活法案や動議が提出されたが、いずれも否決された。しかし、いずれの場合も世論は死刑復活が多数を占めた。

1981年に死刑を廃止したフランスでも死刑廃止直前の調査で死刑廃止反対が62%を占めている。

ダイシーによると世論とは「一個人の拘いている確信」までも意味するとしながらも、後半では「立法の過程でものを言った意見」が世論であるといっている。このことは世論とは、一般大衆すなわち市井人の意見になんら関心を示さないで、世論というものを「国の立法府にいる人たちに対して自己の文筆をもって直接に影響を与えた知識階級という、はっきり他の人たちと区分された身分階層の抱いていた見解」とほぼ等しい内容のものと考えてよい。

これを死刑問題に限って世論を考えれば、法が立法のうえで世論を育成し創造するともいえるが、世論が違ふと立法が違ふというよりは、立法が違ふと世論の反応も違ってくるといってもよいようにおもわれる。

アンケート調査結果からも、このようなことが妥当するようにおもわれる。とはいえ、現実問題として一般大衆は死刑に賛成しているという数字は動かし難いところである。その根柢にある一つの大きな要素は被害者の立場をどのように考えるかという点にある。死刑が世論の支持をうけるにはこの被害者への扱いをおろそかにしてはならない。そこで被害者の諸問題について、つぎに簡単にまとめておきたい。

## 被害者感情

視点をかえて死刑存廃の世論形成に深いかかわりがあると考えられる被害者の感情について検討しておこう。

死刑制度を論ずる際に殺された被害者の遺族の感情をどのように考えるかという問題が大きな課題となる。とくに死刑廃止論者は加害者たる凶悪犯の人命ということを論ずるに際し被害者感情を無視しているというところに批判が生ずる。死刑廃止を論ずるに際しこの点をどう考えるかはきわめて重大なことである。死刑と被害者をどのように考えるか。

かつて一人息子を行きずりの道路上で殺された横浜在住の市の瀬氏は息子が死に際し父親に「どうかこの犯人を捕えて仕返しをしてくれ」と遺言を残して死んで行ったのを受け、犯人が逮捕され裁判所へ連行される法廷の廊下で隠しもっていた刃物で犯人を殺害し報復しようとしたが周りの者にとめられ思いのとげられなかったことがある。市の瀬氏はその経験から、殺され損になるこんにちの被害者の立場を代表し、国家による被害者補償制度の確立に奔走し、その長い立法化運動の結果が、こんにち曲りなりにも、わが国において犯罪による被害者補償制度の確立の原動力となったことは周知のところである。

この犯罪被害者給付制度は1981年より実施され、人の生命または身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族、または重大な障害をうけた者に対して社会の連帯共同の精神にもとづき国は給付金、すなわち、遺族給付金、障害給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとしている。しかし、この制度の創設いらい四年間の給付金の裁定支給額は、一事件あたり平均で約354万円となっている。せめて交通事故による強制保険の補償額ぐらいには引上げられるべきであろうし、年金度制の導入など実質的な補償の確立が要望される。

行きずりの殺人による被害者に対し、こんにちでは、かくしてわずかではあるが補償はなされているが、これにより死に対する被害者の感情のすべてを補てんすることにならないことはいうまでもない。被害者の多くが殺した者を国家が殺してくれなければ殺され損であり、死んだ者が救われないと考えていることも事実である。

かつては肉親を殺された者が加害者を自力で探しあて生命をかけて報復した時代があった。それは人間の本能としてむしろけなげな姿であるとして物語られることでもあった。しかし、こんにちではわれわれは報復するための武器は所持していない。それは国民の生命および財産等の安全は個人よりも国家が保護するという思想のもとに、われわれは個人的には武器を放棄し、いわば無防備の生活をしているわけである。したがって、個人の生命および財産に対し侵害のあったときには国家はその損害を保証する義務があるという理屈になる。ところが、こんにち、国はわれわれ国民の個人的損害を十分に補償するまでに至っていない。そのような観点からも少なくとも犯罪による被害者に対し、国が補償制度を確立したことはそれなりの当然のことといえるのである。

ところが、殺人の被害者にとっては若干の財政的被害の補償を得ても失った家族の生命は戻るわけではない。せめて殺され損でないため、その被害者感情を満足させるため殺した者は国家の手により殺して欲しいという論拠となる。

しかし、われわれは、ここで次のようなことを考えなければならない。こんにちでは、個人による報復が不可能である故に国家が代って死刑により報復してくれるという感情は人間の本能として理解できないわけではないが、国家すなわち国民のすべての者に被害者の感情を代弁し加害者を殺害してくれと要求することがどうして認められるかということである。つまり、われわれ国民一人一人は国家の名を借りてはいるが、被害者の報復感情を満足させるために死刑による処刑に加架しなければならないのであるが、すべての国民がそれを希望し、あるいは加架することに承諾しているわけではない。それにもかかわらず、こんにちでは国民の大多数がこれを承認しているとの判断で死刑が重視されているわけである。死刑廃止の立場からは、かような被害者感情に加担して処刑することを拒否する。

その代り、どうしても報復しなければ感情がおさまらないというのであれば、こんにちの社会体制に逆らっても自らの手で加害者を殺してもらうほかない。理屈からいえばそのようになる。自らの個人的感情を満足させるために死刑に反対する者をも含めて国家による殺人（死刑）に強制的に加担させることはできないのではないか。

現実問題として前述のように、こんにちのわれわれの社会では報復手段はもち合わせていない。したがって、それは不可能である。そこで、われわれは被害者に対し、単に不運としてこれをあきらめよと主張しているのではない。被害者感情のすべてを回復することは困難であるかも知れないが、せめて、その何分の一でも経済的補償を果すことで国民としての弔意を表示するほかないのではないかということである。

つぎにわれわれの考えることは、被害者の悲しみの満足のために、かりに死刑をすれば、その死刑囚の家族の悲しみはどのようになるのかということである。極悪非道な犯罪者を家族の一員にもった者は処刑されても、その悲しみはちっと耐えよというのであろうか。死刑囚の家族とて人間である以上は処刑されることによる悲しみは被害者の家族と劣るものではない。被害者の不運は理解できるにしても、その不運をさらに拡大して二重の悲しみを死刑囚の家族に人為的に押しつけることがなぜなされなければならないのか。被害者に対し、加害者の家族の悲しみを理解しろということには無理があるかも知れない。しかし、死刑は国家の名による殺人行為である。その家族の悲しみをさけるには不運にも殺害された者のみにとどめる死刑の廃止以外にはないのである。

死刑の存在そのものが、かような被害者の悲しみを生み出す凶悪犯罪の防止になんら寄与していないことは別のところで論じた。むしろ死刑に値するような凶悪な犯罪の防止のためには死刑によらない方策が大事であり、また死刑を廃止することが、むしろ悲しむべき被害者の数を減らすことになるとする諸般の記録を理解することにより本能的報復感情で死刑の存置を望むことが殺された者の悲しみをやわらげることにならないことをわかってもらうほかない。

死刑制度は被害者感情を真に満足させるものであってはならないとの思想がよりひろく理解されるよう努めることが死刑廃止論者の大きな役割であることは認める。しかし、死刑の廃止論者は被害者感情を無視しているとする批判はいわれなき論拠にもとづくものであることを記しておくかねばならない。

(きくた こういち)